

当組合の自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまからの出資金にて調達しております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な考え方を明文化した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

貸倒引当金は、資産の「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める規定や基準書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。

この際、組合が定める手続書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

このほか、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当がありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会等への出資金が該当します。

このうち、当組合が保有する上場株式、株式関連投資信託にかかるリスク管理については、ALM(資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等市場関連リスクへの迅速な対応など、適切なリスク管理に努めています。

なお、非上場株式や全信組連出資金・千葉中小企業再生ファンド出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の動向によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響をさしますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、ALM委員会で検討協議するとともに、その結果を経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ.内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「完全再評価法」…信用組合業界で構築したSKC—ALMシステムを用いて、基準月のイールドカーブ(=期間ごとの市場金利)に金利ショック幅を加算し、変動後のイールドカーブで理論値を求め、基準月の現在価値とその理論値との差額を金利リスク量として計測する手法です。

・計測対象

「資産運用・調達勘定」のうち金利感応度資産

・コア預金

対 象：流動性預金

算定方法：①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高

③現在残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限。

・金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

・リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

定量的な開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

| 項目 | 令和3年度 | 経過措置による不算入額 | 令和4年度 | 経過措置による不算入額 |
|--|------------|-------------|------------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額 | 4,557,143 | | 4,688,565 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 1,129,515 | | 1,142,713 | |
| うち、利益剰余金の額 | 3,438,801 | | 3,557,216 | |
| うち、外部流出予定額(△) | 11,172 | | 11,364 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 45,719 | | 44,061 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 45,719 | | 44,061 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 13,864 | | 6,932 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 4,616,727 | | 4,739,558 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 3,215 | — | 2,419 | — |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 3,215 | — | 2,419 | — |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | 19,162 | — | 54,322 | — |
| 適格引当金不足額 | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 22,377 | | 56,742 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ) | 4,594,349 | | 4,682,816 | |
| リスク・アセット等 (3) | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 59,872,550 | | 59,663,924 | |
| 資産(オン・バランス)項目 | 59,869,671 | | 59,657,350 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 154,048 | | 154,048 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | | — | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 154,048 | | 154,048 | |
| オフ・バランス取引等項目 | 2,879 | | 6,574 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 2,953,556 | | 2,990,434 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 62,826,107 | | 62,654,359 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 7.31% | | 7.47 | |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らして自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は、国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 | 59,876 | 2,395 | 56,664 | 2,386 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 59,715 | 2,388 | 59,510 | 2,380 |
| (i)ソブリン向け | 979 | 39 | 1,043 | 41 |
| (ii)金融機関向け | 11,144 | 445 | 10,141 | 405 |
| (iii)法人等向け | 25,496 | 1,019 | 26,643 | 1,065 |
| (iv)中小企業等・個人向け | 8,983 | 359 | 8,707 | 348 |
| (v)抵当権付住宅ローン | 2,097 | 83 | 2,100 | 84 |
| (vi)不動産取得等事業向け | 1,543 | 61 | 1,836 | 73 |
| (vii)三月以上延滞等 | 1,129 | 45 | 1,030 | 41 |
| (viii)出資等 | 105 | 4 | 516 | 20 |
| 出資等のエクスポージャー | 105 | 4 | 516 | 20 |
| 重要な出資等のエクスポージャー | — | — | — | — |
| (ix)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 506 | — | 479 | — |
| (x)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 424 | 16 | 424 | 16 |
| (xi)その他 | 7,305 | 292 | 6,588 | 263 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| ③リスクウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | — | — | — | — |
| ルック・スルー方式 | — | — | — | — |
| マンドート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 154 | 6 | 154 | 6 |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | — | — | — | — |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | — | — | — | — |
| ⑦中央精算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ.オペレーショナル・リスク | 2,953 | 118 | 2,990 | 119 |
| ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ) | 62,829 | 2,513 | 62,654 | 2,506 |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーです。
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

| 地域区分 業種区分 期間区分 | エクスポージャー区分 | | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | 三月以上延滞エクスポージャー | |
|----------------------|------------|---------|-------------------------------------|--------|--------|--------|----------|-------|----------------|-------|
| | | | 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 | | 債券 | | デリバティブ取引 | | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 国内 | 136,764 | 131,465 | 63,966 | 63,917 | 24,532 | 23,665 | — | — | 2,122 | 1,132 |
| 国外 | 1,792 | 1,792 | — | — | 1,792 | 1,792 | — | — | — | — |
| 地域別合計 | 138,556 | 133,257 | 63,966 | 63,917 | 26,324 | 25,457 | — | — | 2,122 | 1,132 |
| 製造業 | 10,015 | 10,576 | 3,943 | 4,103 | 6,072 | 6,473 | — | — | 115 | 25 |
| 農業・林業 | 874 | 913 | 874 | 913 | — | — | — | — | 14 | 13 |
| 漁業 | 893 | 862 | 893 | 862 | — | — | — | — | 4 | 4 |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | 0 | 0 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 7,436 | 6,956 | 6,739 | 6,659 | 697 | 297 | — | — | 34 | 33 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,148 | 1,126 | 46 | 44 | 1,102 | 1,082 | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 198 | 97 | 1 | — | 197 | 97 | — | — | — | — |
| 運輸業・郵便業 | 2,276 | 2,448 | 1,583 | 1,663 | 693 | 785 | — | — | 155 | 153 |
| 卸売業、小売業 | 7,483 | 7,460 | 6,084 | 6,102 | 1,399 | 1,358 | — | — | 135 | 122 |
| 金融業・保険業 | 53,919 | 49,482 | 2,346 | 2,343 | 3,291 | 3,245 | — | — | — | — |
| 不動産業 | 7,291 | 7,949 | 5,313 | 6,074 | 1,978 | 1,875 | — | — | 182 | 292 |
| 各種サービス | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 物品賃貸業 | 77 | 63 | 77 | 63 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 347 | 335 | 347 | 335 | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | 4,516 | 3,360 | 4,516 | 3,360 | — | — | — | — | 1,051 | 6 |
| 飲食業 | 2,184 | 2,174 | 2,184 | 2,174 | — | — | — | — | 1 | 1 |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 1,222 | 1,058 | 1,125 | 1,058 | 97 | 0 | — | — | 20 | 20 |
| 教育・学習支援業 | 3 | 1 | 3 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| 医療・福祉 | 1,300 | 1,297 | 1,300 | 1,297 | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス | 5,510 | 5,232 | 5,014 | 4,844 | 496 | 388 | — | — | 114 | 141 |
| その他の産業 | 947 | 1,241 | 947 | 1,241 | — | — | — | — | 1 | 1 |
| 国・地方公共団体等 | 17,565 | 17,788 | 7,566 | 7,934 | 9,999 | 9,854 | — | — | — | — |
| 個人 | 13,054 | 12,836 | 13,054 | 12,836 | — | — | — | — | 288 | 313 |
| その他 | 298 | 0 | — | — | 298 | 0 | — | — | — | — |
| 業種別合計 | 138,556 | 133,257 | 63,966 | 63,917 | 26,324 | 25,457 | — | — | 2,122 | 1,132 |
| 1年以下 | 52,105 | 49,937 | 3,737 | 4,046 | 100 | 2,005 | — | — | — | — |
| 1年超3年以下 | 10,205 | 10,972 | 6,272 | 6,132 | 3,933 | 4,840 | — | — | — | — |
| 3年超5年以下 | 9,088 | 8,577 | 4,560 | 4,137 | 4,528 | 4,440 | — | — | — | — |
| 5年超7年以下 | 10,291 | 9,977 | 6,204 | 6,158 | 4,087 | 3,819 | — | — | — | — |
| 7年超10年以下 | 15,199 | 12,600 | 9,355 | 9,202 | 5,844 | 3,398 | — | — | — | — |
| 10年超 | 41,141 | 40,726 | 33,311 | 33,774 | 7,830 | 6,952 | — | — | — | — |
| 期間の定めのないもの | 527 | 465 | 527 | 465 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 残存期間別合計 | 138,556 | 133,257 | 63,966 | 63,917 | 26,324 | 25,457 | — | — | — | — |

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 令和3年度 | 53 | 45 | — | 53 | 45 |
| | 令和4年度 | 45 | 44 | — | 45 | 44 |
| 個別貸倒引当金 | 令和3年度 | 1,389 | 1,416 | 240 | 1,149 | 1,416 |
| | 令和4年度 | 1,416 | 767 | 800 | 615 | 767 |
| 合 計 | 令和3年度 | 1,442 | 1,462 | 240 | 1,202 | 1,462 |
| | 令和4年度 | 1,462 | 811 | 800 | 661 | 811 |

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|---------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | |
| | | | | | 目的使用 | | その他 | | | | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 製造業 | 13 | 17 | 17 | 26 | 2 | 1 | 11 | 16 | 17 | 26 | 0 | 5 |
| 農 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 林 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 2 | 2 | 2 | 8 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 8 | 0 | 5 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業 | 8 | 11 | 11 | 18 | — | — | 8 | 11 | 11 | 18 | 1 | — |
| 卸売業、小売業 | 180 | 286 | 286 | 36 | 1 | 2 | 179 | 284 | 286 | 36 | 1 | 7 |
| 金融・保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 31 | 38 | 38 | 45 | 0 | 0 | 31 | 38 | 38 | 45 | 4 | 6 |
| 各種サービス | 1,119 | 1,018 | 1,018 | 550 | 229 | 787 | 890 | 231 | 1,018 | 550 | 119 | 811 |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の産業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個 人 | 30 | 39 | 39 | 80 | 5 | 7 | 25 | 32 | 39 | 80 | 23 | 24 |
| 合 計 | 1,389 | 1,416 | 1,416 | 767 | 240 | 800 | 1,149 | 616 | 1,416 | 767 | 149 | 861 |

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分(%) | エクスポージャーの額 | | | |
|---------------------|------------|---------|--------|---------|
| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | 8,379 | 15,296 | 8,142 | 14,482 |
| 10% | 1,115 | 5,074 | 1,109 | 5,902 |
| 20% | 3,192 | 53,190 | 2,756 | 48,294 |
| 35% | — | 5,996 | — | 6,004 |
| 50% | 9,766 | 1,572 | 9,624 | 534 |
| 75% | — | 12,732 | — | 12,354 |
| 100% | 7,307 | 23,363 | 6,871 | 24,853 |
| 150% | — | 529 | — | 573 |
| 250% | 202 | — | 191 | — |
| 1250% | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 合計 | 29,963 | 117,755 | 28,695 | 112,999 |

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|-----------|-------|-------|-------|--------------|-------|
| | 適格金融資産担保 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 993 | 1,004 | — | — | — | — |
| ①ソブリン向け | — | — | — | — | — | — |
| ②金融機関向け | — | — | — | — | — | — |
| ③法人等向け | 222 | 241 | — | — | — | — |
| ④中小企業等・個人向け | 688 | 692 | — | — | — | — |
| ⑤抵当権付住宅ローン | 7 | 3 | — | — | — | — |
| ⑥不動産取得等事業向け | 8 | 9 | — | — | — | — |
| ⑦三月以上延滞等 | — | — | — | — | — | — |
| ⑧出資等 | — | — | — | — | — | — |
| 出資等のエクスポージャー | — | — | — | — | — | — |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — | — | — |
| ⑨その他 | 65 | 56 | — | — | — | — |

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等に保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)地域密着型金融の取組み【通期取組結果】

1. 取組方針

当組合は、「お客様の立場で考え行動します」を経営方針に、お客様・地域への貢献を基本的な目標として、お客様に寄り添う提案に取組みます。

2. 取組項目

(1) お客様のことをよく知り、適切な提案を行う

- ① 日常的・継続的な信頼関係の強化により経営の問題を把握、分析し、解決に向けた支援に取組む
- ② 外部専門家、外部機関との連携による支援

(2) 地方公共団体、経済団体、中小企業団体等との関係強化による地域活性化への協力

(3) 地域や利用者に対する情報発信

3. 具体的な取組策

※新型コロナウイルス感染症に負けないお客様への取組

| 取組項目 | 担当部署 | 令和4年度取組計画 | 令和4年度通期(令和4/4月～令和5/3月末)取組結果 |
|---|------|---|--|
| (1) お客様のことをよく知り、適切な提案を行う | 融資部 | ・お取引先企業との日常的・継続的な面談等により、経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、経営の目標や課題等を把握・分析し、ライフステージに応じた支援に取組みます。 | ・お取引先に日常的・継続的に訪問を行い、信頼関係の構築を致しました。課題等のある先に対して把握・分析し、お取引先と解決に取り組みました。 |
| ① 日常的・継続的な信頼関係の強化により経営の問題を把握、分析し、解決に向けた支援に取組む | 融資部 | ・お取引先企業へ継続的な訪問により信頼関係を築き、各種経営課題、問題を見極め解決に取組みます。 ・経営改善計画書策定先には、計画の進捗と成果等について、お取引先と共有し、改善に取組みます。 | ・お取引先企業へ営業店は継続的に訪問し、信頼関係を築き課題・問題を見極め専門性の高い課題等は本部も連携し適切な提案をして解決に取組みました。 ・経営改善計画書策定先には、計画の進捗と成果等をモニタリングしてアクションプランの見直しが必要なお取引先には施策を話し合い共有し改善に取組みました。 |
| ② 外部専門家、外部機関との連携による支援 | 融資部 | ・千葉県よろず支援サテライト相談所、千葉県中小企業活性化協議会、千葉県事業引継支援センター、千葉県信用保証協会と連携し、各種ソリューション提案に取組みます。 | ・千葉県中小企業診断士協会の診断士と毎週火曜日にお取引先へ訪問し、対話を通じ各種補助金、HPの作成、経営改善計画書の作成等でお取引先の抱える課題等の解決に取組みました。 ・千葉県よろず支援拠点サテライト相談所を毎月1回持ち回りで開催し、通期で46先の事業者が活用しました。相談会では、各事業者に同意を得て職員も同席し、コーディネータのアドバイスを頂き、支援を致しました。 ・補助金等の最新情報の提供や当組合営業エリア内での課題でもある事業承継に関する職員研修を3回実施し、職員の知識向上を図りました。 ・千葉県中小企業活性化協議会を活用して、主要金融機関と同調して支援に取組みました。メイン金融機関として取組を始めた先もあります。 ・千葉県事業引継ぎ支援センターに於いては、事業承継の取り組み方法等アドバイスを頂きました。また、千葉県信用保証協会においては、事業承継・経営者保証等の資料を頂きお取引先に提案いたしました。 |
| (2) 地方公共団体、経済団体、中小企業団体等との関係強化による地域活性化への協力 | 融資部 | ・地方公共団体等の地域活性化への施策に積極的に参画し協力をします。 ・地域活性化を図る為「創業」を考えているお客様への協力をします。 ・各種団体の企画に対し地域内の対象者に広く案内し、協力をします。 | ・地域活性化の取り組みとして、「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」に参画し、長生郡白子町と鴨川市に当該事業に金融機関として協力致しました。 ・創業時の金融支援やその他の各種支援については、当組合エリア内の商工会、商工会議所を訪問し、当組合の取組みを理解して頂き、連携等の協力依頼を致しました。 ・ちばプロモーション協議会事務局より、県内民間有料観光施設共通入園割引券プレゼントキャンペーンの事業者募集の周知を行い、観光振興に協力致しました。 |
| (3) 地域の利用者に対する情報発信 | 融資部 | ・地域密着型金融の取り組みに関する計画及び実績をディスクロージャー誌に開示致します。 | ・地域密着型金融の取り組みに関する計画及び実績をディスクロージャー誌に開示致します。 |

手数料一覧 [令和3年10月1日現在] (単位:円(消費税率10%を含む))

| 振込手数料など | 区分 | 自組合宛 | | 他行宛 | | | |
|---------|----------------|-------|-------|------|-------|----------|----------|
| | | 組合員 | 員外 | 組合員 | 員外 | | |
| お振込 | 電信扱 | 5万円以上 | 1件 | 220 | 330 | 440 | 770 |
| | | 5万円未満 | 1件 | 110 | 110 | 385 | 605 |
| | 文書扱 | 5万円以上 | 1件 | — | — | 440 | 770 |
| | | 5万円未満 | 1件 | — | — | 385 | 605 |
| | 視覚障害者振込 | 5万円以上 | 1件 | — | — | 220 | 440 |
| | | 5万円未満 | 1件 | — | — | 110 | 275 |
| | ATM | 5万円以上 | 1件 | — | — | 110 | 165 |
| | | 5万円未満 | 1件 | — | — | 220 | 440 |
| | インターネットバンキング | 5万円以上 | 1件 | — | — | 220(330) | 385(495) |
| | | 5万円未満 | 1件 | — | — | 110(220) | 165(275) |
| 資金移動 | 定額自動送金 | 5万円以上 | 1件 | 110 | 330 | 440 | 660 |
| | 5万円未満 | 1件 | 110 | 110 | 385 | 495 | |
| 代金取立 | インターネットバンキング関連 | | 個人向け | 法人向け | | | |
| | 基本手数料(年額) | | 1,320 | | — | | |
| | 振込先事前登録料 | | 1件 | | 55 | | |
| | 支払場所 | | 1件 | | 330 | | |
| | 当組合本支店 | | 1件 | | 330 | | |
| | 東京手形交換所区域内 | | 1件 | | 880 | | |
| | 県外交換手形 | | 1件 | | 880 | | |
| | 上記以外 | | 普通扱 | | 880 | | |
| | | | 至急扱 | | 1,100 | | |
| | 取立手形店頭呈示料 | | 1件 | | 1,100 | | |
| 組戻・返却 | 送金・振込組戻料 | | 1件 | | 880 | | |
| | 取立手形組戻料 | | 1通 | | 1,100 | | |
| | 不渡手形返却料 | | 1通 | | 1,100 | | |
| | 依頼返却料 | | 1通 | | 1,100 | | |
| | 異議申立預託手続料 | | 1件 | | 5,500 | | |

※代金取立：窓口等で即時入金する3日券扱いの手形・小切手については無料です。
 ※インターネットバンキング振込手数料の()内は、モアタイムシステム時の手数料となります。

| 当座預金 | 数量 | 手数料 |
|--------------|-----|--------|
| 小切手帳(50枚綴り) | 1冊 | 1,100 |
| 約束手形帳(50枚綴り) | 1冊 | 2,200 |
| 自己宛小切手 | 1枚 | 550 |
| マル専手形 | 1枚 | 550 |
| 当座預金開設手数料 | 1口座 | 11,000 |

| その他の手数料 | 個人情報開示手数料 | | 1,100 |
|---------------|---------------|-----------------------|-------------------|
| | 基本事項 | | 3,300 |
| | 株式払込手数料 | 5千万円未満 | 株式払込の3/1,000+消費税 |
| | | 5千万円以上 | 株式払込の2/1,000+消費税 |
| | 貸金庫 | 小 9,240 ~ 16,500(年間) | 770 ~ 1,375(月額) |
| | | 中 13,200 ~ 23,760(年間) | 1,100 ~ 1,980(月額) |
| | | 大 19,800 ~ 33,000(年間) | 1,650 ~ 2,750(月額) |
| | 夜間金庫 | 基本手数料(月額) | 2,200 |
| | | 入金帳(100枚) | 5,500 |
| | 両替手数料 | 1枚 ~ 100枚 | 無料 |
| 101枚 ~ 500枚 | | 550 | |
| 501枚 ~ 1,000枚 | | 1,100 | |
| 硬貨入出金手数料 | 1,000枚以上 | 500枚毎に550円加算 | |
| | 1枚 ~ 500枚 | 無料 | |
| | 501枚 ~ 1,000枚 | 550 | |
| | 1,001枚以上 | 1,000枚毎に550円加算 | |

| 再発行 | 数量 | 手数料 |
|------------------|----|--------|
| 証書・通帳 | 1枚 | 1,100 |
| 各種カード(喪失の場合) | 1枚 | 1,100 |
| 夜間金庫の鍵 | 1個 | 22,000 |
| 夜間金庫のバッグ | 1個 | 5,500 |
| その他の再発行(各種計算書など) | 1枚 | 330 |

| 証明書等 | 残高証明書 | | 継続 | 店頭受取550、郵送880 |
|---------|---------------------------------------|-----------|---|---------------|
| | ※指定書式とは手書きによる詳細表示の場合や持込様式等その他の書式とします。 | | 都度 | 1,100 |
| | | | 監査法人向け | 3,300 |
| | | | 指定書式 | 1,650 |
| | 取引履歴証明書 | | 窓口扱1件(1名さま)但し、10枚を超える場合、1枚あたり55円をいただきます。照会期間は、過去10年までと致します。 | 660 |
| | 支払利息証明書 | | 期間1年につき | 330 |
| | 融資証明書 | | 1件 | 5,500 |
| 取引履歴照会 | | 10枚まで | 550 | |
| | | 10枚超の場合1枚 | 55 | |
| その他の証明書 | | 1件 | 330 | |

| 融資事務 | 手形貸付手形用紙代 | 新規・書替 | 1枚 | 220 |
|--|---------------------|-------------|---|---------------|
| | 取引約定書用紙代 | 新規(消費者金融含む) | 1枚 | 220 |
| | 金銭消費貸借証書用紙代 | | 1枚 | 220 |
| | 担保差入書用紙代 | 新規・差替・追加 | 1枚 | 220 |
| | 変更契約証書用紙代 | | 1枚 | 220 |
| | その他融資関係用紙代 | | 1枚 | 220 |
| | 債務保証 | 新規・期間延長 | 1件 | 2,200 |
| | 一部繰上返済事務手数料 | 一般融資 | | 11,000 |
| | | 住宅ローン(注) | | 11,000~33,000 |
| | 繰上返済事務手数料 | 一般融資 | | 11,000 |
| 住宅ローン(注) | | | 11,000~33,000 | |
| 条件変更事務手数料 | 一般融資 | | 11,000 | |
| | 住宅ローン | | 11,000 | |
| 融資関連 | (注)住宅ローン繰上返済手数料算出基準 | | 返済額(万円単位)×0.55% 但し、融資実行後3年以内は、上限金額88,000円とさせていただきます。 | |
| | 全国保証 | 新規事務手数料 | | 55,000 |
| | | 固定金利事務手数料 | | 5,500 |
| | 再発行 | 返済予定表 | | 330 |
| | 一般融資 | (設定額5千万円以下) | | 33,000 |
| | | (設定額5千万円超) | | 55,000 |
| | 住宅ローン | | | 33,000 |
| | 全国保証(保証付ローン) | | | 22,000 |
| | 追加設定・極度額変更 | 一般・住宅 | | 11,000 |
| | 順位変更・債務者変更・その他変更等 | | | 11,000 |
| 上記に加え (1)共同担保で登記所が異なる場合 (2)遠隔地(当組合営業区域外)調査 (1)(2)で旅費、交通費が必要な場合は、実費を加算させていただきます。 | | | | |
| 担保物件の一部抹消 | | | 11,000 | |
| 根抵当権抹消(1件につき)※抵当権を含む | | | 11,000 | |
| 原因証書紛失委任状発行 | | | 11,000 | |

| ATMご利用手数料 | 当組合カード利用 | 平日 | 8:00 ~ 21:00 | 無料 |
|----------------------------|--------------|---------------|---------------|-----|
| | | 土曜日 | 8:00 ~ 21:00 | 無料 |
| | 日祝日 | 8:00 ~ 21:00 | 110 | |
| | 他行カード利用 | 平日 | 8:00 ~ 8:45 | 220 |
| | | | 8:45 ~ 18:00 | 110 |
| | | | 18:00 ~ 21:00 | 220 |
| | 土曜日 | 8:00 ~ 21:00 | 220 | |
| | | 8:00 ~ 21:00 | 220 | |
| | 日祝日 | 8:00 ~ 8:45 | 220 | |
| | | 8:45 ~ 18:00 | 110 | |
| ゆうちょ銀行 キャッシュカード ご利用 | 平日 | 18:00 ~ 21:00 | 220 | |
| | | 8:00 ~ 9:00 | 220 | |
| 土曜日 | 9:00 ~ 14:00 | 110 | | |
| | | 14:00 ~ 21:00 | 220 | |
| 日祝日 | 8:00 ~ 21:00 | 220 | | |
| | 8:00 ~ 8:45 | 220 | | |
| 他信用組合提携 キャッシュカード ご利用 | 平日 | 8:45 ~ 18:00 | 110 | |
| | | 18:00 ~ 21:00 | 220 | |
| しんくみお得ネット | 平日 | 8:00 ~ 8:45 | 220 | |
| | | 8:45 ~ 14:00 | 110 | |
| 土曜日 | 8:45 ~ 14:00 | 110 | | |
| | | 14:00 ~ 21:00 | 220 | |
| 日祝日 | 8:00 ~ 21:00 | 220 | | |

※当組合ATM稼働時間は、店舗により異なっております。
 ※日祝日は、本店、鴨川支店のみご利用が可能です。
 ※お取扱時間、手数料は、他行・コンビニの対応により異なる場合がございます。
 ※「しんくみお得ネット」サービスタイム(お引出し手数料無料)
 平日 8:45 ~ 18:00の出勤
 土曜日 9:00 ~ 14:00の出勤
 ※手数料は予告なく変更する場合があります。最新の手数料は、当組合の窓口かホームページでご確認ください。
 詳しくは、最寄り店舗か当組合HPでご確認願います。
 URL : <https://www.boshin.jp>

インターネットバンキングサービスの取扱いをしております。

ご自宅等のパソコンを利用してインターネットを経由して、お取引口座の残高や入出金明細の照会サービスがご利用いただけます。さらに、お取引口座から当組合の本支店および他の金融機関への振込・振替ができる便利なサービスです。また、振込手数料は窓口をご利用いただくよりもお得です。

《重要なお知らせ》
 インターネット・バンキングにおいて、不正送金被害が発生しています。ご利用者におかれましては、次のような対策をご実施ください。

- 1. ご利用者のパソコンの状態に関する対策**
 (1) 基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新する。
 (2) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新する。
- 2. インターネット・バンキングの運用における対策**
 (1) パスワードを毎月変更する。
 (2) 振込・払戻しなどの限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定する。
 (3) 不審なログイン履歴がないかを確認する。
 (4) ワンタイムパスワードをご利用していない振込・振替の限度額を20万円とする。

お問い合わせ、総務部 0475-22-5111 受付時間 / 9:00~17:00
 ※照会先 事務課 (土・日・祝日、1月1日~3日、5月3日~5日、12月31日は除く)

ディスクロージャー誌掲載用語集

| 用語 | 解説 |
|------------------|--|
| リスク・ウェイト | 債権の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制において総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。 |
| 適格格付機関 | 金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる、金融庁長官が適格性の基準に照らして適格と認めた、格付を付与する格付機関のことで、 |
| エクスポージャー | リスクに晒されている資産のことを指しており、貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。 |
| バーゼルⅡ | バーゼルⅡとは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことで、バーゼルⅡは、近年の金融機関のリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。 バーゼルⅡは3つの柱、すなわち①最低所要自己資本比率、②金融機関の自己管理と監督上の検証、③市場規律から成り立っています。 |
| 派生商品取引(デリバティブ取引) | 有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品をいいます。具体的には、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。 |
| ALM | Asset Liability Management (アセット・ライアビリティ・マネージメント) 資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシート上のリスク管理方法です。 |
| 金利ショック | 金利の変化(衝撃)のことで、上下200BP(1ベース・ポイント=0.01%)の平行移動や、1%マイル値と99%マイル値といった算出方法があります。 |
| コア預金 | 明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことで、具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(2.5年)として金融機関が独自に定めます。 |
| パーセンタイル値 | 計測値の分布(ばらつき)を百分率で表したものです。 計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99%マイル値は99パーセント目の値です。 |
| クレジット・デリバティブ | 債権や債券の信用リスクを、スワップやオプションの形にした金融商品のことで、もともと信用リスクをヘッジ(回避・低減)する目的で開発されたものであり、債務者である会社の信用力を指標にして将来に受け渡す損益を決めます。従来のデリバティブでは金融商品などの価格変動を対象にしていますが、クレジット・デリバティブでは信用リスクを対象にしています。 |
| リスク・アセット | リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)に対し、リスクの大きさに応じた掛目を乗じ、再評価した資産の額です。 |
| 抵当権付住宅ローン | バーゼルⅡ(新自己資本比率規制)において、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。 |
| コア資本 | 2014年3月末から国内基準行を対象に、新たな自己資本規制(新国際統一基準(バーゼル3))が適用となりました。 従来の、Tier1(基本的項目)とTier2(補完的項目)の区分が廃止され、普通株や内部留保、公的資金の優先株、一般貸倒引当金から構成されています。 なお、Tier2(補完的項目)に分類されていた劣後債や劣後ローンはコア資本から控除されます。 |
| ポートフォリオ | 保有している金融資産の集合体のことで、 |

お客さま、犯罪にご注意ください!

〈ぼうしんからご利用のお客さまへのお願い〉

通帳・印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意ください!

通帳・印鑑・キャッシュカードのうち一つでも紛失した場合には、直ちにお取引店またはお近くの本支店までご連絡ください。(本支店の連絡先は34ページをご覧ください。)
 なお、当組合休業日及び営業時間外(早朝・深夜)は、右記番号へご連絡ください。

当組合休業日・営業時間外のご連絡先
 信組情報サービス自動機集中監視センター
047-498-0151

暗証番号の変更はお済みでしょうか?

最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害が増加しています。
 お客さまにおかれましては、そうした被害に遭われぬよう、以下の点に日頃から十分ご注意ください。

- 暗証番号は、生年月日、自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、自動車のナンバー、4桁すべて同じ番号、連続した番号等他人に推測されやすい番号の利用は避けましょう。
 推測されやすい暗証番号をご使用されているお客さまは、すみやかに変更されることをお勧めします。
 - 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したり、キャッシュカードの裏面や手帳・メモ用紙などに暗証番号を書いて保管することはやめましょう。
 - キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等で使用しないようにしましょう。
 - キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置することはやめましょう。
 - キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に大切なものですので、厳重な管理をお願いします。
 長時間お手元からお離しにならないようにしましょう。
 - ATMご利用の際は、のぞき見されないようご注意ください。また、ATMのご利用明細書をむやみに捨てることはやめましょう。
 - 当組合の職員や警察官がATMコーナーや電話等で暗証番号をお尋ねすることはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。
- ※暗証番号のご変更は、お取引店の窓口までお申出ください。

偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客さまに対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は当組合本支店へお問い合わせください。

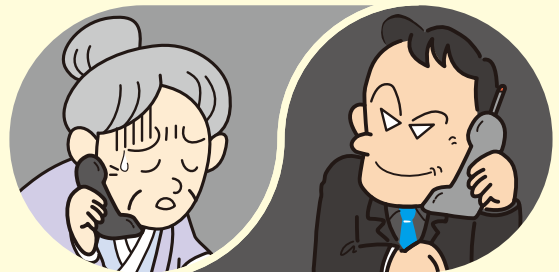
お客さまごとに1日あたりの取引限度額の設定が行えます

平成20年8月1日(金)より、お客さまの口座ごとに「1日支払限度額」「1日振込限度額」を各々設定することができます。また、「他金融機関での取引禁止」「口座開設店舗以外での取引禁止」の設定も可能ですので、詳しくは最寄りの当組合本支店へお問い合わせください。

電話de詐欺に注意して下さい

「振り込み詐欺」や「オレオレ詐欺」、「還付金詐欺」など様々な呼び名が存在する特殊詐欺が多発しています。千葉県では特殊詐欺全体を「電話de詐欺」との名称で呼んでいます。

- 電話が掛ってきたら、振込や現金、キャッシュカードを渡す前に必ず事実かどうかを確認し、少しでも不審に思ったら、家族や警察に相談し、詐欺の被害に遭わないように注意して下さい。
- 今後も当組合では、お客さまが被害に遭わないよう、千葉県警察と協力し未然防止に努めて参ります。



不正口座取引防止について

近年、マスコミ等で報道されていますとおり、預金口座を不正に利用して違法な取立て、架空料金請求詐欺等の事件が多発し、大きな社会問題となっています。

こうした動きに対し、当局からも各金融機関に対して預金口座が犯罪行為の温床にならないよう、法令等に則した迅速、厳正、適切な対応を要請されております。

当組合ではこの問題を重大に受け止め、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)や預金規定等に則った対応を下記のとおり実施しておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- 預金口座等の開設、200万円を超える大口現金取引、10万円を超える現金振込等を行う場合は、犯罪収益移転防止法によりお客さまのご本人確認に加え、取引を行う目的や職業・事業内容等も確認しております。
- 住所、勤務先等が遠方の場合、口座開設のご事情を詳しくお伺いさせていただくことがございます。また、通帳発行につきましては、郵送による方法とさせていただくことがございます。
- 疑わしい取引と判断した場合には、すみやかに当局へ届出ております。
- 口座の不正利用防止のため、以下の場合等には預金取引停止または預金口座を解約させていただきます。
 1. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合
 2. 口座開設時の届出内容に虚偽が明らかになった場合、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明した場合
 3. 預金規定に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡等が明らかになった場合、または口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められた場合等

電話de詐欺に対する取り組み

当組合では、犯行の手口が悪質巧妙化し増加の一途にある「電話de詐欺」を未然に防止するため、電話de詐欺対策の学習や窓口対応訓練などを重ねております。

当組合の一宮支店で、窓口にご来店されたお客様の話の内容や様子から、詐欺の可能性が高いと判断し、速やかに警察へ連絡をしたことから、被害を未然に防ぐことができ、茂原警察署長から感謝状が贈呈されました。

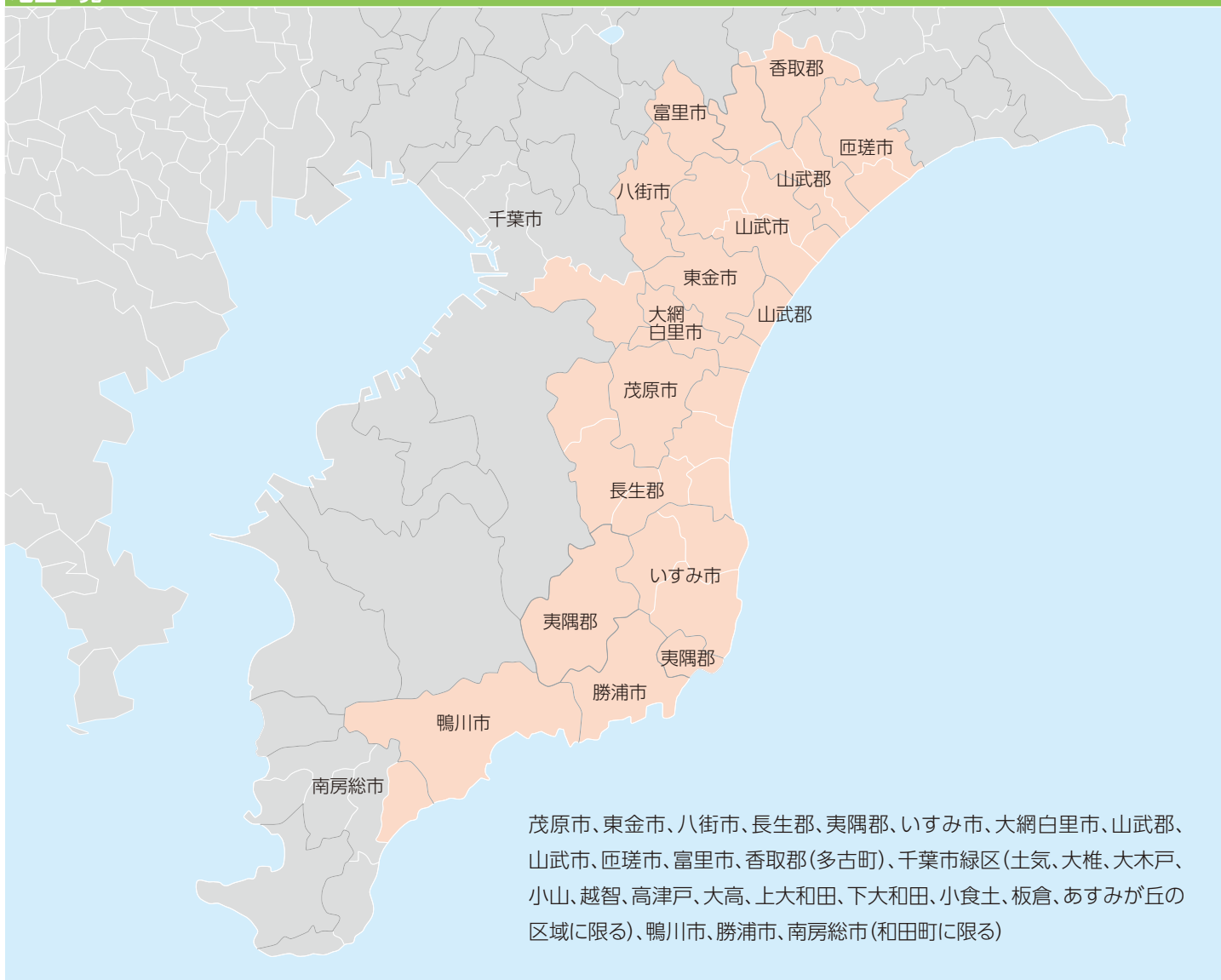
当組合では引き続きお客様の大切な預金(財産)をお守りする為、警察署との連携やお客様への積極的な声掛けなど被害の未然防止に努めております。



| 索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。 | | | |
|---|-------|------------------------------|-------|
| ごあいさつ | 1 | 経費の内訳 | 17 |
| 【概況・組織】 | | * 総資産経常利益率 | 17 |
| 経営理念／経営方針 | 3 | * 総資産当期純利益率 | 17 |
| * 事業の組織 | 4 | 【預金に関する指標】 | |
| * 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名) | 4 | * 預金種目別平均残高 | 18 |
| * 店舗一覧(事務所の名称・所在地) | 34 | * 定期預金金利区分別残高 | 18 |
| 自動機器設置状況 | 34 | 預金者別預金残高 | 18 |
| 地区一覧 | 34 | 財形貯蓄残高 | 18 |
| 組合員数 | 2・17 | 職員1人当り預金残高 | 18 |
| 子会社の状況 | 21 | 1店舗当り預金残高 | 18 |
| 【主要事業内容】 | | 【貸出金等に関する指標】 | |
| * 主要な事業の内容 | 2 | * 貸出金種類別平均残高 | 18 |
| 【業務に関する事項】 | | * 貸出金金利区分別残高 | 20 |
| * 事業の概況 | 3 | * 貸出金担保別残高 | 20 |
| * 経常収益 | 17 | * 貸出金使途別残高 | 21 |
| 業務純益 | 17 | * 貸出金業種別残高・構成比 | 21 |
| * 経常利益 | 17 | * 債務保証見返担保別残高 | 20 |
| * 当期純利益 | 17 | * 預貸率(期末・期中平均) | 18 |
| * 出資総額、出資総口数 | 17 | 消費者ローン・住宅ローン残高 | 21 |
| * 純資産額 | 17 | 代理貸付残高の内訳 | 21 |
| * 総資産額 | 17 | 職員1人当り貸出金残高 | 18 |
| * 預金積金残高 | 17 | 1店舗当り貸出金残高 | 18 |
| * 貸出金残高 | 17 | 【有価証券に関する指標】 | |
| * 有価証券残高 | 17 | * 商品有価証券の種類別平均残高 | 取扱いなし |
| * 単体自己資本比率 | 17 | * 有価証券の種類別・残存期間別残高 | 18 |
| * 出資配当金 | 17 | * 有価証券種類別平均残高 | 18 |
| * 職員数 | 17 | * 預証率(期末・期中平均) | 18 |
| 【主要業務に関する指標】 | | * 満期保有目的の債券 | 19 |
| * 業務粗利益および業務粗利益率 | 17 | * その他有価証券 | 19 |
| * 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支 | 17 | * 有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 | 19 |
| * 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 | 17・18 | 【経営管理体制に関する事項】 | |
| * 受取利息、支払利息の増減 | 17 | * リスク管理体制 | 7 |
| 役務取引の状況 | 17 | * コンプライアンス(法令等遵守)態勢 | 7 |
| その他業務収益の内訳 | 18 | * バーゼルIIに関する事項 | 22～28 |
| | | * 苦情処理措置及び紛争解決の内容 | 8 |
| | | 【財産の状況】 | |
| | | * 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 | 13～16 |
| | | * リスク管理債権及び同債権に対する保全額 | 20 |
| | | * 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 | 20 |
| | | * 自己資本充実状況 | 22～28 |
| | | * 有価証券、金銭の信託等の評価 | 18 |
| | | 外貨建資産残高 | 21 |
| | | オフバランス取引の状況 | 17 |
| | | 先物取引の時価情報 | 18 |
| | | オプション取引の時価情報 | 取扱いなし |
| | | * 貸倒引当金の内訳(期末残高・期中増減額) | 20 |
| | | * 貸出金償却額 | 21 |
| | | * 会計監査人による監査 | 16 |
| | | * 代表理事による適正性・有効性の確認 | 16 |
| | | 【その他の業務】 | |
| | | 内国為替取扱実績 | 21 |
| | | 外国為替取扱高 | 21 |
| | | 公共債窓販実績 | 21 |
| | | 公共債引受額 | 21 |
| | | 手数料一覧 | 30 |
| | | 【その他】 | |
| | | 沿革・あゆみ | 4 |
| | | 個人情報保護宣言 | 8 |
| | | 総代と総代会について | 5～6 |
| | | 報酬体系について | 6 |
| | | 令和4年度地域密着型金融推進計画の進捗状況について | 29 |
| | | インターネットバンキングサービス | 30 |
| | | ディスクロージャー誌掲載用語集 | 31 |
| | | ぼうしんからのお願い | 32 |
| | | 【地域貢献に関する事項】 | |
| | | * 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 | 9 |
| | | 地域貢献に関する情報 | 9～12 |
| | | 「経営者保証のガイドライン」への対応 | 10 |

| 店舗一覧表 | | (令和4年6月末現在) | | |
|-------------|-----------------------|--------------|--------------|-----|
| 店名 | 住所 | 電話 | FAX | ATM |
| 本部 | 茂原市高師町1丁目10番地5 | 0475(22)5111 | 0475(23)9777 | |
| 本店 | 茂原市高師町1丁目10番地5 | 0475(22)6111 | 0475(22)6112 | 3 |
| 本納支店 | 茂原市本納1773番地 | 0475(34)3302 | 0475(34)3318 | 2 |
| 一宮支店 | 長生郡一宮町一宮3089番地 | 0475(42)2061 | 0475(42)2071 | 2 |
| 長南支店 | 長生郡長南町長南2474番地の4 | 0475(46)1159 | 0475(46)1303 | 1 |
| 夷隅町支店 | いすみ市荻谷189番地の1 | 0470(86)2150 | 0470(86)3689 | 1 |
| 町保支店 | 茂原市町保42番地の22 | 0475(24)2321 | 0475(25)4800 | 1 |
| 岬支店 | いすみ市岬町長者183番地の1 | 0470(87)2214 | 0470(87)7696 | 1 |
| 大原支店 | いすみ市大原9231番地の3 | 0470(62)2225 | 0470(63)1807 | 1 |
| 白子支店 | 長生郡白子町五井1708番地の1 | 0475(33)3612 | 0475(33)3594 | 2 |
| 岬東支店 | いすみ市岬町椎木1781番地3 | 0470(87)3166 | 0470(87)5971 | 1 |
| 茂原支店(本店内) | 茂原市高師町1丁目10番地5(本店内) | 0475(24)3335 | 0475(24)3337 | — |
| 鴨川支店 | 鴨川市横渚283番地の7 | 04(7092)1221 | 04(7093)1277 | 2 |
| 御宿支店(大原支店内) | いすみ市大原9231番地の3(大原支店内) | 0470(68)2731 | 0470(68)2115 | — |

地区一覧



ぼうしんの
マスコットキャラクター
「な～ぼ～」です。

- ☆菜の花の妖精
- ☆性格は明るくおおらか
- ☆抜群の笑顔が
チャームポイント!
- ☆特技は、人を笑顔にすること

【菜の花】と【笑顔】をイメージしています。



BOSHIN

房総信用組合

〒297-8611 千葉県茂原市高師町1-10-5

TEL:0475-22-5111

<https://www.boshin.jp>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

